

マイナンバー制度の概要／チェックポイント□

作成：平成27年3月12日

1. マイナンバー番号（カード） □

○個人番号 12桁 ○○○○ ○○○○ ○○○○

表面「氏名・住所・生年月日・性別・写真」

裏面「個人番号」

○法人番号 13桁

2. マイナンバー通知 □

平成27年10月以降、マイナンバー（個人番号）が「通知」（簡易書留）されます

— 市区町村から、住民票の住所に通知書が送付されます。

3. マイナンバー交付開始 □

— 平成28年1月以降、「個人番号カード」交付開始

4. マイナンバー使用開始日 □

— 平成28年1月以降、雇用保険「個人番号／記載」開始

— 平成28年1月以降、源泉徴収票、扶養控除／税務

— 平成29年1月以降、社会保険得喪・給付

5. マイナンバー確認 □

○マイナンバーを従業員などから取得するときは、①利用目的の明示と②厳格な本人確認が必要です。

○本人確認は、「番号確認」と「身元確認」（免許証 or パスポート等）を行います。

○従業員の妻や子等のマイナンバー確認は、従業員が代理人として行う。

○雇用保険・健康保険・厚生年金・源泉徴収票／各々・加入・作成で個人番号取得は面倒なので、就業規則等で「各種書類に利用できる規定」策定。

6. 「個人番号関係事務実施者（会社の事務取扱担当者）がしなければならないこと」 □

●漏えい、滅失またはき損の防止

●その他の個人番号の適切な管理のための必要な措置

- ・保管庫の施錠
- ・立入制限等の物理的保護措置
- ・ネットワーク接続されているコンピューターへのファイアウォールの構築
- ・職員に対する教育・研修の実施
- ・安全管理者の設置等管理体制の整備など組織的保護措置等

7. 個人番号の利用制限／目的以外利用してはならない □

○マイナンバーは①社会保険、②税、③災害対策分野が利用対象。

○目的以外利用してはならない／「レンタルビデオ店・裏面コピー（違法）」

○④2018年から銀行預金口座にも適用。閣議決定（平成27年3月10日）

8. 収集・保管制限と廃棄又は削除について □

○社会保険・税・災害対策分野のいずれかに該当する以外に、個人情報収集保管してはならない。

○源泉徴収事務・健康保険・厚生年金届出事務等のため、翌年度以降も継続的に利用する必要と認められることから、特定個人情報を継続して保管できる。

○保存期間を経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに破棄又は削除しなければならない。

9. 利用と提供について □

○利用／同一企業内（営業部から総務部）／OK

○提供／グループ企業間

①出向・転籍／データ移行できない／再提出

②共有データ（グループ間）「他の会社がアクセスできないシステムであれば」
OK。

10. 基本方針の策定・取扱規定の作成

①組織的安全管理措置／責任者・事務取扱担当

②人的安全管理措置／教育・研修

③物理的安全管理措置（施錠）

④技術的安全管理措置

11. 就業規則の改定

- 「個人番号利用／給与源泉業務だけでなく、雇用保険・健康保険・厚生年金の届出にも利用できる規定」／マイナンバー利用規定の創設／利用目的の変更
- 社内LANにおける通知／利用目的を記載した書類／就業規則への明記

12. 社労士の業務とマイナンバー制度

- 個人番号関係事務実施者（民間事業者・社労士）
- 「安全確保の措置を義務づけている」「漏えい、滅失または毀損の防止その他適切な管理に必要な措置」
<安全確保措置・必要な措置>

① 保管庫の施錠

② 立入制限等の物理的保護措置

③ ネットワーク接続されているコンピューターへのファイアウォールの構築

④ 職員に対する教育・研修の実施

⑤ 安全管理者の設置等管理体制の整備など

組織的保護措置等

13. 委託契約書の改定

- 委託者「適切な監督」／受託者「特定個人情報の適切な安全管理措置」
- 委託先の選定

- ①安全管理措置の確認
- ②設備
- ③技術水準
- ④従業員に対する監督・教育の状況
- ⑤経営環境

<委託先との契約締結>

- ①秘密保持義務
- ②事務所内からの特定個人情報の持ち出し禁止
- ③特定個人情報の目的外利用の禁止
- ④再委託における条件
- ⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- ⑥委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- ⑦従業員に対する監督・教育
- ⑧契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
- ⑨委託者が委託先に対して実施の調査を行うことができる規定等

14. 事務の再委託の取扱い

- 再委託OK／委託者の同意必要
- 各自が連帯責任を負う

以上

*このことは、今、理解していなければならないマイナンバー制度の基本的な概要です。今後、より具体的に深めていきたいと考えています。現時点での情報であるをご理解いただきたいと思います。

*当事務所では、プライベートマーク（通称／Pマーク）取得にむけて作業を開始します。